

平成 30 年 1 月 9 日

関 係 各 位

日本海観光株式会社
代表取締役社長 笹谷浩正

行政処分の公表について

今般、国土交通省中国運輸局による一般貸切旅客自動車運送事業の監査があり、運賃料金変更事前届け出違反が判明し、下記内容の行政処分を受けることとなりました。

お客様並びに関係各位に、深くお詫び申し上げるとともに、管理体制のより一層の強化を図り、再発防止に努めてまいります。

記

1. 処分決定日 平成 29 年 9 月 20 日
2. 対象営業所 日本海観光株式会社 本社営業所
3. 処分内容 輸送施設（自動車）の当該事業のための使用を停止（20 日車）
貸切車両 1 両を平成 29 年 10 月 3 日から平成 29 年 10 月 22 日までの 20 日間使用停止
4. 違反事実 平成 28 年 6 月 15 日及び同年 6 月 16 日の貸切車両 1 両（大型バス）の 2 日間の運行において、届け出た運賃・料金の下限額を下回る運賃・料金を収受していた。
(道路運送法第 9 条の 2 第 1 項)
5. 改善処置 関係法令の遵守を徹底し、下限運賃、上限運賃の適正運賃範囲内にて運行するよう再発防止に努めてまいります。